

令和7年度 東京都トライアル発注認定制度 FAQ

2024/10/7 更新

1. 対象となる商品について

Q1-1 どういった商品等が対象になるか？

申請時において販売を開始してから5年以内の物品及び役務です。ただし、以下のものは対象となりません。

- ・食品衛生法で規定する食品
- ・医薬品医療機器等法で規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及びそれに類するもの
- ・建設工事等における工法、技術
- ・肌に塗布するもの

Q1-2 試作段階の商品等は申請の対象になるか？

試作段階の商品・サービスは対象にはなりません。販売・提供が開始されており、購入できる商品・サービスである必要があります。

Q1-3 「販売・提供が開始している」とはどういう状況を指すか？

目安として、完成された（試作品でない）商品・サービスをいつでも販売・提供できる状況にしている（在庫等があり、HPやカタログ等でオープンにしているような）ことで、販売実績は問いません。

Q1-4 物品と役務の違いはなにか？

違いは以下の通りです。物品・役務どちらも同じ基準をもとに審査を行いますので、いずれかの区分を選択してください。

物品

- ・既製品として生産されるもの。
- ・物品等買入れ契約により調達されるもの。

役務

- ・各種サービスの提供を行うもの。
- ・発注者の仕様により生産・提供されるもの。

※ スタンドアローン（単体）で動作するソフトウェアなど、納入物品のみで機能・性能の提供が可能なものは、物品に区分されます。

※ ASPサービスなど、納入物品のみでは機能・性能の実現が困難なものは、役務に区分されます。

Q1-5 過去、東京都トライアル発注認定制度に申請した商品を再度申請することは可能か？

過去に申請した同一商品の場合、当該商品と比較して改善・強化した部分を明確にすることで、再申請が可能です（例：機能の付加、性能の向上、性能等に関する客観的データの強化、知財面の強化など）。

Q1-6 他のビジネスコンテストで受賞／他自治体のトライアル認定を受けた商品で申請してもよいか？

別事業のため、申請可能です。

Q1-7 複数商品を申請してもよいか？

1社で複数商品を申請することは可能です。ただし、審査は案件ごとに行うことになりますので、1つの申請書で複数商品を申請することはできません。なお、複数商品で1つのシリーズとなる場合は、シリーズとして1つの申請書でまとめて申請することができます。

2. 申請資格について

Q2-1 申請する企業の業種に制限はあるか？

業種に制限はありません。

Q2-2 本店所在地が都外だが申請できるか？

以下に当てはまる場合は申請いただけます。

■法人の場合：東京都内に本店または支店登記を有すること

■個人事業主の場合：東京都内に開業・廃業等届出書を提出していること

※東京都内事業所で実質的に事業を行っている者が対象です。

※大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上（複数の場合は3分の2以上）を所有又は出資している事業者は対象外です。

Q2-3 商品の販売開始はしているが、まだ実績0だが申請可能か？

申請可能です。販売・提供が開始されていれば、実績は問いません。

Q2-4 販売代理店だが、申請可能か？

新商品等の企画製造元でない事業者（販売代理店等）は本制度の対象外です。

ただし、製造工程を他社へ委託しても自らが企画・製造元で自社商品として販売する場合は対象となります。

Q2-5 設立したばかりの、役員のみの会社だが申請可能か？

申請資格を満たしていれば、申請可能です。

Q2-6 共同開発商品など、複数社での共同申請は可能か？

共同申請は認められません。

Q2-7 一般社団法人、一般財団法人は対象になるか？

一般社団法人や一般財団法人は対象になりません。

中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（会社及び個人事業者）であることが条件となります。詳しくは、募集要項の「3. 認定対象及び申請要件の（1）認定対象者」の項目をご確認ください。

3. 提出書類・申請方法について

Q3-1 申請書類の入手方法は？

申請書など申請に必要な様式は、東京都トライアル発注認定制度ホームページ右上「申請する」ボタンまたは「概要・募集内容」ページ下部よりダウンロードできます。

Q3-2 申請にあたり、提出が必要な書類は何か？

詳細は募集要項「7. 申請方法等（2）申請書類」をご参照ください。

Q3-3 申請方法は？

申請に必要な書類をダウンロードし、必要事項をご入力の上、東京都トライアル発注認定制度ホームページ右上「申請する」より、必要事項を入力の上申請フォームを送信してください。

Q3-4 申請フォームから無事に送信できたか分からない。

申請フォームより申請が行われた際には、システムより申請書受信メールが自動送信されます（件名：【申請書類を受信しました】令和 7 年度東京都トライアル発注認定制度）。しばらく経っても確認メールが届かない場合は、迷惑フォルダやメールアドレスの入力間違いがなかったか、ご確認ください。

また、申請内容を確認後、受理通知をお送りいたします。受理通知の送付まで 2~3 週間程度かかる場合がございますので、予めご了承ください。

Q3-5 申請はいつまで可能か？

2024 年 10 月 17 日（木）締切日必着です。郵送による申請は受け付けておりません。

Q3-6 提出後に提出資料の返却は可能か？

提出された申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

Q3-7 追加で提出が必要な書類はあるか？

補足資料として、品質、性能、安全性等に関する試験成績書や取扱説明書及びこれに類する資料、その他顧客満足度、実績、東京都の機関における具体的な使途等に関する資料等を求める場合があります。

4. 申請書類の作成について

Q4-1 提出後に申請内容の変更は可能か？

提出いただいた申請書類について、提出後の加筆・修正等はできません。

Q4-2 申請書類を作成したが、不安なので事前に内容を見てもらいたい。

他の申請者に対し公平性が損なわれる観点から、個別のアドバイスは行っておりません。記入例をご参考いただき、ご不明な点があれば事務局までお問い合わせください。ただし、提出書類に不備がある場合、事務局から修正等を依頼することがあります。

5. 審査に関する質問

Q5-1 認定基準と審査方法について知りたい。

本制度の認定を受けるためには、次の①～④のいずれにも適合することが要件です。

- ① 新商品等が、既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
- ② 新商品等が、技術の高度化や生産性の向上又は都民生活の利便の増進に寄与するものであること
- ③ 新商品等の生産・提供及び販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
- ④ 新商品等が、東京都の機関において使途が見込まれるものであること

また、東京都が設置する審査会において、一次審査（書類審査）、二次審査（面接審査及び訪問調査）、最終審査を行い、認定基準を満たしているか判定します。

なお、新商品等を以下の6分野に分類し審査や認定を実施する予定です。

- ① 生活・文化用品、② 医療・福祉、③ 防災用品、
- ④ 試験・計測機器、⑤ 環境・資源、⑥ 情報・ソフトウェア

※上記分野に完全に該当しない場合も申請可能です。

※分野は変更となる場合がございますのでご了承ください。

詳細は、募集要項の「4. 認定基準及び審査方法等」をご参照ください。

Q5-2 認定企業決定までのスケジュールを知りたい。

募集要項の「5. スケジュール」をご参照ください。

2024/10/3 以降追記

6. 9/30 事業説明会でのご質問回答

Q6-1 動物園（上野、多摩など）は対象になるか。

お問い合わせいただきしております恩賜上野動物園・多摩動物公園は、建設局が所管しております「公益財団法人東京動物園協会」が運営を行っているため、トライアル発注認定制度の対象となります。

Q6-2 現在製品製造過程で、製品完成前の申し込みは可能か。

認定対象は「申請時において販売を開始してから5年以内の物品及び役務」です。試作の場合はお申込みいただけませんが、申請受付まで（10/17以前）に販売を開始した場合には、ご申請いただけます。

Q6-3 申請の予定期数を知りたい。

上限件数は回答できかねますが、現時点ではまだ受付に余裕がございます。

Q6-4 機能性などをもった洋服は申請対象か。

募集要項P4～5の申請要件を満たしていれば申請は可能です。認定に際しては、募集要項P6に記載の認定基準に適合する必要がありますので、ご留意ください。

Q6-5 今年個人事業主から法人化した場合、直近期末の実績（売上高）はどうすればよいか。

実施計画書「5 新商品等の生産・提供及び販売の実施計画」については、個人事業主の場合の直近期末の実績は記載せず、当該項目には「一」を記入してください。

また、⑥の提出書類に関しても、法人としての資金繰り表（任意形式）のご提出をお願いいたします。

Q6-6 販売実績は必要か。

申請時における販売実績は問いません。

Q6-7 申請時における客観的に販売したと分かる根拠について知りたい。

販売が開始していることの根拠が必要です。Webページへの掲載等で判断させていただきます。

なお、Webページへの掲載がされていない場合に関しても、直接営業している場合であれば、営業メールのやり取り等、既に販売が開始されていることを証明する資料を別途ご提出ください。

Q6-8 認定後の営業（トライアル先の探し方）について

認定商品等決定後、事務局より都の機関へ周知を行いますが、原則として認定事業者ご自身が購入・借入の想定される局（部署）に対し営業活動を行っていただきます（事務局のサポートあり）。なお、令和7年度の支援内容については、改めて認定事業者向け説明会（令和7年4月予定）にて、詳細をご説明させていただきます。

Q6-9 「建設工事等における工法・技術」は対象外だが、建設業界で便利で他業界でも使用可能なツールについては申請可能か。

対象外である直接の「建設工事等における工法・技術」でなく、建設業界や他業界で使用できる物品・サービスであり、募集要項の申請要件に合致している新商品等であれば、ご申請いただけます。

Q6-10 物質的な商品では無く、サービス提供での認定実績を知りたい。

「役務」としての認定実績は、過去の「認定事業者及び認定商品一覧」「認定商品カタログ」をご参照ください。物質的な商品でない認定実績としては、令和3年度の株式会社オルツ「ビデオチャット同時通訳「AI通訳」」等がございます。

Q6-11 販売実績はあるが、令和7年度に認定が取得でき、令和8年に認定をしなかった場合、令和7年の申請マーク等は使用できますか？

認定マークは本事業のロゴマークとなります（認定年度毎のデザインではございません）。

認定年度内に限らず、認定期間中ご使用いただけます。令和7年度認定の場合、認定終了の令和10年3月31日までご使用いただけます（使用には、別途申請が必要です）。

Q6-12 応募後、製品のアップデートがあった場合はどうなるか。

基本的に申請いただいた時点での商品等に対する審査・認定となりますので、申請書に記載された内容と実際の製品に齟齬が生じている場合には審査の対象となりません。個別にご相談ください。

Q6-13 申請後に商品名の変更を予定しているが、申請可能か。

申請時に変更予定の商品名も併記いただくようお願いいたします。

また、合わせて「新商品等の説明文」欄に変更予定の旨、ご記載ください。

Q6-14 都にお勤めの個人の皆様が利用できる情報サイトサービスは対象になるか。都の組織として発注するものが対象か？

募集要項P4～5の申請要件を満たしていれば、ユーザーが職員個人対象という想定での申請は可能です。ただし、認定については、募集要項P6の認定基準に適合することが要件となります。また、トライアル発注事業については、あくまでも組織として必要性を判断し、購入の意思決定・発注をするものになりますのでご注意ください。